

令和2年度(公助)北海道スポーツ協会地域スポーツ支援事業助成要項

1 目 的

北海道が生んだ偉大なアスリートであり、地域のスポーツの普及振興を通して、青少年の健全育成にご尽力された、(故)南部忠平氏の意志を受け継ぎ、地方スポーツ協会連絡協議会及び市町村スポーツ協会が実施する、青少年や地域住民及びスポーツ指導者等を対象としたスポーツ振興の事業に予算の範囲内で助成し、道内のスポーツ振興促進を図ることを目的とする。

2 主 催 公益財団法人北海道スポーツ協会

3 対象事業

(1) 主催団体(下記のいずれかの団体が主催すること)

- ① 管内スポーツ(体育)協会連絡協議会
- ② 各市町村スポーツ(体育)協会

(2) 対象事業(下記のいずれかに該当する事業であること)

- ① 幼児から青少年向けスポーツ事業等
- ② 高齢者向けのスポーツ事業等
- ③ 幅広い年齢層の地域住民が参加するスポーツ事業等
- ④ スポーツ指導者の資質向上に関する研修会・講習会・スポーツ教室等
- ⑤ その他スポーツ普及・振興に関する事業・研修会・講習会等

(3) 事業実施期間

当該年度の4月1日～3月31日までに事業を完了すること。

4 事業規模

事業助成総額 120万円

※現在予算編成の作業中のため、事業総額ならびに事業採択数をお示しできませんが、前年度の事業実績数とほぼ同様の事業総額・事業数を考えております。

<2019年度参考 助成総額 110万円 採択事業数 7事業>

5 助成額及び内容

(1) 20万円、10万円を限度額として、そのいずれかの区分で申請すること。

(2) 助成申請額に対し1/2以上の負担金(自主財源)があること。

- ① 20万円助成事業は自己資金を10万円以上、総額30万円以上
- ② 10万円助成事業は自己資金を5万円以上、総額15万円以上

※総額とは、対象経費の合計とする。

(3) 助成は1事業に対しての金額とすること。

ただし、1つの事業テーマのもと、複数会場で分散して行うことは認める。

(4) 1管内スポ協連協及び1市町村スポ協での申請は1事業とすること。

(5) 申請した助成金額と決定する助成金額は異なる場合がある。

6 助成対象経費

助成事業実施に要する経費のうち、次の経費を対象経費とし、これ以外の経費は認めない。

(1) 対象科目

- ① 諸謝金(講師謝金、指導者謝金)
- ② 旅費交通費(講師・運営者の交通費・宿泊費)
- ③ 消耗品費(事務用消耗品、実技消耗品、但し、備品類は認めない)
- ④ 印刷製本費(プログラム印刷費、資料印刷費…業者発注の費用のみ)
- ⑤ 通信運搬費(郵送料、メール便代、但し、電話代については、認めない)
- ⑥ 手数料(振込手数料、塵芥処理手数料)
- ⑦ 賃借料(会場借上料、機材(器材)借上料)

⑧ 食糧費（講師・指導者・運営者昼食代、但し、懇親会費は認めない）

※宿泊を伴う事業において、少年自然の家や市町村が所有する研修施設等へ全員が宿泊する場合に限り、参加者の交通費・宿泊費・食費を対象経費として認める。

（２）助成金の返納

次の場合は、助成金の一部及び全部を返納させることがある。

- ① 実績報告書の審査において、計上された経費が対象外となり、助成額に対する負担金の割合が 1/2 を下回った場合。
- ② 事業を中止した場合。

7 事業計画書の提出と審査

- （１）希望する団体は、毎年指定された期日（２０２０年度申請事業は、２月２１日（金）必着）までに「事業申請書（様式１）、事業計画書（様式２）、収支予算書（様式３）及び開催要項」を提出すること。
- （２）市町村スポーツ（体育）協会が申請する場合、各管内スポーツ（スポーツ）協会連絡協議会を通じて申請すること。
- （３）３月に開催される、本会の「普及・生涯スポーツ委員会」において、提出された計画書内容を厳正に審査し、決定した管内スポーツ（体育）協会連絡協議会へ通知する。
 - ① 事業数・助成金額上限については、毎年の予算状況を勘案し決定する。
 - ② ４月以降の追加申請については、３月での事業採択状況により決定する。
- （４）事業の審査にあたり、新規事業については、この事業を実施することによる効果、継続事業については、これまで実施した事業と異なる効果について、必ず明記すること。

8 助成金交付申請書

- （１）交付申請書（様式４）を事業実施１ヶ月前までに提出すること。
- （２）概算払いが必要な団体については、概算払申請書（様式５）を合わせて提出すること。

9 実績報告書

- （１）実績報告書（様式６）と関係書類（事業実績書（様式７）・収支決算書（様式８））に開催要項及び事業名等の写った写真を添付し、事業完了後３０日以内に提出すること。
- （２）事業終了が３月末となる場合の報告書提出期限は４月１６日を期限とする。
- （３）開催要項及び事業名の看板等は「公益財団法人北海道スポーツ協会地域スポーツ支援事業」と明記すること。

10 実施予定事業の中止・延期について

- （１）実施予定期日前に、事業を中止・延期する場合には、理由を明記して必ず文書にて連絡すること。
- （２）連絡がないまま事業を変更した場合、もしくは、事業が中止された場合は助成金を全額返納すること。

11 実施にあたっての留意事項

- （１）主催名は必ず各管内スポーツ（体育）協会連絡協議会等とし、証憑書類の宛名も全て各管内スポーツ協会連絡協議会及び市町村スポーツ（体育）協会、実行委員会等の名称で統一すること。
- （２）各管内スポーツ（体育）協会連絡協議会が主体となり、１つの事業を複数会場で行い助成金を分配し実施する場合は、管内スポーツ（体育）協会連絡協議会が申請書と報告書を取りまとめの上、提出すること。
- （３）プロ興行等の事業は対象外とする。

12 その他

- （１）本事業に関する様式等は本会ホームページからもダウンロードできます（２月に掲載予定）。
- （２）助成した事業内容は、本会各種会議及びホームページなどで団体名や事業名を公表します。
- （３）本事業の採択は、同事業につき３年（隔年実施事業については３回）を限度とする。
なお、採択年数（回数）は、２０１７年度から数えるものとする。

【本事業に関する問い合わせ先】

（公財）北海道スポーツ協会 生涯スポーツ課

TEL：０１１－８２０－１７０６ ／ FAX：０１１－８３３－０７０５

～ 助 成 決 定 基 準 ～

■助成額・事業採択数

助成額、事業採択数については毎年度の予算及び申請数に応じて決定する。

■申請された事業の決定については、次の項目を満たす事業を採択する。

■申請条件

- 1) 事業主催が「管内スポーツ（体育）協会連絡協議会」「市町村スポーツ（体育）協会」であること。
- 2) 事業内容が助成要項対象基準に該当していること。
- 3) 自己財源を確保していること。
- 4) 原則1管内1事業であること。
ただし、1管内より複数申請する場合は、必ず推薦順位をつけること。
- 5) 周年事業は除く。
ただし、これまで継続してきた事業を周年記念事業として位置付ける場合、若しくは周年記念事業を契機として、今後継続する事業についてはこの限りではない。

■選定方法

- 1) 全道各地で事業展開することを考慮して各管内1事業の選定を優先する。
- 2) それぞれの団体から提出された申請書に基づき、下記の審査基準により評価し、基本評価の総合得点100点中60点を超える事業を助成事業として採択する。
- 3) 新規事業、新規申請事業については、基本評価の総合得点（100点）に加え特別評価として得点を加算する。
- 4) 1管内より複数の申請があった場合は、推薦順位に関わらず、得点の高い事業を採択し、同点の場合は管内の推薦順位にて採択する。
- 5) 1管内より複数の申請があった場合及び上記の審査により不採択事業があった場合は、予算の範囲内で追加採択することもある。

■審査基準

【基本評価】

- 1) 参加対象者による区分
 - ① 幼児から青少年を対象
 - ② 高齢者または多世代を対象
 - ③ スポーツ指導者やスポーツ（体育）協会関係役員を対象※道スポ協として「北海道の子どもの体力向上支援事業」を推進していることから、小学生を対象（幼児・未就学児を含む）とした事業を優先する。
- 2) 事業内容による区分
 - ① 年間を通じて定期的を開催するスポーツ教室やスポーツクリニック（ただし、チャレンジクラブ地域版に該当する事業は除く）
 - ② 複数競技のスポーツ体験型教室やスポーツクリニック
 - ③ スポーツ大会・交流会
 - ④ スポーツ研修会・講習会（座学）
- 3) 参加人員による区分（延べ人数）
 - ① 200名以上
 - ② 200名未満～100名以上
 - ③ 100名未満～50名以上
 - ④ 50名未満

4) 事業効果による区分

- ① スポーツへの興味・意欲の促進がなされているか
- ② スポーツ活動の促進がなされているか
- ③ 参加者の拡大・競技種目の拡大が図られているのか
- ④ 指導者の育成が図られているのか

【特別評価】

1) 新規事業に対する区分

- ① 新規事業（管内・市町村スポ協で新たに立ち上げた事業）
- ② 新規申請事業（これまで実施しているが、本助成事業に初めて申請する事業）

■得点配分

【基本評価】

第1基準 参加対象者による区分

参加対象者		得点(20点満点)
1	幼児から青少年を対象	20
2	高齢者または多世代を対象	15
3	スポーツ指導者や体育協会関係役員を対象	10

第2基準 事業内容による区分

事業内容		得点(20点満点)
1	定期的を開催するスポーツ教室やスポーツクリニック（ただし、チャレンジクラブ地域版に該当する事業は除く）	20
2	複数競技のスポーツ体験型教室やスポーツクリニック（1日・2日日程の事業）	15
3	スポーツ大会・交流会	10
4	スポーツ研修会・講習会（座学）	5

第3基準 参加人員による区分（延べ人数）

参加人員		得点(20点満点)
1	200名以上	20
2	200名未満～100名以上	15
3	100名未満～50名以上	10
4	50名未満	5

第4基準 事業効果による区分

事業効果（複数評価可）		得点(40点満点)
1	スポーツへの興味・意欲の促進がなされているか	10
2	スポーツ活動の促進がなされているか	10
3	参加者の拡大・競技種目の拡大が図られているのか	10
4	指導者の育成が図られているのか	10

【特別評価】（基本評価に各得点を加算する）

新規事業に対する区分

事業区分		得点(10点満点)
1	新規事業（管内・市町村スポ協で新たに立ち上げた事業）	10
2	新規申請事業（これまで実施しているが、本助成事業に初めて申請する事業）	5